

令和4年度 由布市指名停止措置一覧表 (令和4年7月1日から)

整理番号	決定日	業者名	主たる営業所の所在地	指名停止期間	指名停止理由
1	12月14日	森田建設 株式会社	大分県宇佐市大字 長洲554番地の5	令和4年12月15日から 令和5年2月14日まで (2箇月間)	共同企業体の代表構成員として受注した、本市発注の由布市湯布院地域複合施設建設(建築主体)工事において、工事完成検査引渡し後に完成物に瑕疵が認められ、補修工事を発生させたため。
					措置要綱 別表第1 措置要件2-ウ (過失による粗雑工事)
2	12月14日	株式会社 秋吉組	大分県由布市湯布院町 川上1025番地7	令和4年12月15日から 令和5年2月14日まで (2箇月間)	共同企業体の構成員として受注した、本市発注の由布市湯布院地域複合施設建設(建築主体)工事において、工事完成検査引渡し後に完成物に瑕疵が認められ、補修工事を発生させたため。
					措置要綱 別表第1 措置要件2-ウ (過失による粗雑工事)
3	12月14日	有限会社 佐藤建築設計事務所	大分県大分市大手町 2-2-16	令和4年12月15日から 令和5年2月14日まで (2箇月間)	本市発注の由布市湯布院地域複合施設建設工事監理業務委託において、工事完成検査引渡し後に完成物に瑕疵が認められ、補修工事を発生させたため。
					措置要綱 別表第1 措置要件2-ウ (過失による粗雑工事)
4	令和5年 1月17日	中外テクノス 株式会社	広島県広島市西区横川新町 9-12	令和5年1月18日から 令和5年7月17日まで (6箇月間)	広島市発注の各特定コンピュータ機器の一般競争入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたことにより、公正取引委員会より令和4年10月6日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
					措置要綱 別表第2 措置要件5-イ (独占禁止法違反行為)
5	令和5年 1月17日	西日本電信電話 株式会社	大阪府大阪市都島区東野田 町四丁目15番82号	令和5年1月18日から 令和5年4月17日まで (3箇月間)	広島県教育委員会及び広島市発注の各特定コンピュータ機器の一般競争入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたことにより、公正取引委員会より令和4年10月6日付けで排除措置命令を受けたため。
					措置要綱 別表第2 措置要件5-イ (独占禁止法違反行為)

令和4年度 由布市指名停止措置一覧表 (令和4年7月1日から)

整理番号	決定日	業者名	主たる営業所の所在地	指名停止期間	指名停止理由
6	令和5年 2月9日	旭工業 株式会社	大分県国東市国見町中12 32	令和5年2月10日から 令和5年3月9日まで (1箇月間)	現場に専任で技術者を置くことが必要な工事に営業所の専任技術者を配置したとして、建設業法第26条第3項に違反し、令和5年1月19日、大分県知事から同法第28条第1項第2号の規程に基づく指示処分を受けたため。 措置要綱 別表第2 措置要件8 (建設業法違反行為)
7	令和5年 3月31日	株式会社 水機テクノス	東京都世田谷区桜丘5-4 8-16	令和5年3月31日から 令和5年4月30日まで (1箇月間)	国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。 措置要綱 別表第2 措置要件8 (建設業法違反行為)
8	令和5年 3月31日	水道機工 株式会社	東京都世田谷区桜丘5-4 8-16	令和5年3月31日から 令和5年4月30日まで (1箇月間)	国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。 措置要綱 別表第2 措置要件8 (建設業法違反行為)
9	令和5年 3月31日	株式会社 大分電設	大分市向原沖1-1-30	令和5年3月31日から 令和5年4月30日まで (1箇月間)	大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金刑が確定したことから、建設業法第28条第1項第3号に該当し、大分県知事から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。 措置要綱 別表第2 措置要件8 (建設業法違反行為)
10	令和5年 3月31日	株式会社 利健	由布市挾間町古野484番 地16	令和5年3月31日から 令和5年5月30日まで (2箇月間)	本市発注の道路工事において、工事完成検査引き渡し後に完成物に契約不適合責任が認められ、補修工事を発生させたため。 措置要綱 別表第1 措置要件2-ウ (過失による粗雑工事)